

国民年金についてのお知らせ

■問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159
佐賀年金事務所 ☎31-4191

国民年金保険料 学生納付特例申請のご案内

国民年金では、学生本人の前年所得が一定額以下の場合に、申請し承認されると、年度末までの保険料が猶予され、後払いです。※申請は毎年度必要です

○平成26年2月までに学生納付特例の承認を受けた人

前回の申請で、あらかじめ届け出た在学予定期間が終了していない人には、日本年金機構より申請書（ハガキ形式）が届きます。必要事項を記入し、返送していただければ平成26年度の学生納付特例の申請がされたこととなります。

○はじめて学生納付特例を申請する人

学生証または在学証明書、年金手帳、印鑑（認印）を持参のうえ市役所または佐賀年金事務所です手続きをしてください。

※学生本人が来庁できない場合は、家族の代理申請ができます。審査結果は日本年金機構佐賀年金事務所より届きます。（審査に2か月程度かかります）

※平成25年度（平成25年4月分～平成26年3月分）の国民年金保険料学生納付特例申請期限は4月30日（水）までです。



国民年金保険料の納め忘れがある人は

国民年金保険料の「後納制度」をご利用ください

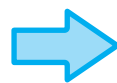
過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れ期間がある人は、申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月まで3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長されています。

○後納制度のメリット

- 2年以上前の保険料を納めることにより、
- ①将来受け取れる年金額が増額します。
- ②年金の受給資格が得られる可能性があります

不足していた期間を納めることにより…

年金受給なし



年金受給可能

※延長される10年とは、納めようとする月前10年以内の期間です。

(例) 平成16年10月の場合 → 平成26年10月末

○『国民年金保険料専用ダイヤル』

0570-011-050

(受付時間) 月～金曜日 8時30分～17時15分
※ただし月曜日は19時まで延長
第2土曜日 9時30分～16時
※祝日・年末年始は利用できません

「税に関する作品」の入賞者紹介

多久市租税教育推進協議会、佐賀税務署、全国納税貯蓄組合では、次代を担う小・中学生や高校生に税の意義や役割について正しく理解し、関心を高めてもらうために「税に関する作品」の募集を行いました。

平成25年度分の「税に関する中学生の書写」、「中学生の税についての作文」および「税に関する高校生の作文」の入賞者を紹介しています。

なお、入賞作品は確定申告期間中、申告会場入口に展示します。

平成25年度「税に関する作品」

中学生の書写 租税教育推進協議会長賞
西溪校9年（中学3年） 陣内 菜奈子さん
ほか佳作2人

高校生の作文 租税教育推進協議会長賞
多久高等学校2年 円城寺 初美さん
ほか佳作2人

中学生の作文 多久市長賞
中央校9年（中学3年） 梶原 睦美さん
ほか奨励賞10人

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

3月1日（土）～7日（金）

春季全国火災予防運動

■問い合わせ 多久消防署 予防指導課 ☎75-2191

平成25年多久市での火災発生状況（12件）

・建物火災	4件
・林野火災	0件
・車両火災	2件
・その他火災	6件

平成25年度全国統一標語

「消すまでは心の警報 ONのまま」

3月1日（土）から3月7日（金）まで、平成26年春季全国火災予防運動が実施されます。この時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象条件になっており、普段の何気ない行動から生命や財産を失ってしまうような大きな火災につながる可能性があります。火災や火災による死傷者を減らすためにも、市民一人ひとりが火災予防に努め、安心して暮らせる街づくりを実現しましょう。

「住宅防火のいのちを守る 7つのポイント」を紹介いたします。

- 3つの習慣
 - ・寝たばこは、絶対やめる。
 - ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
 - ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。（平成23年6月より全ての住宅に設置が義務付けられています。）
 - ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
 - ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
 - ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力的体制をつくる。